

# 住まいの耐震化を応援します

平成 12 年 5 月 31 日以前に建てられた家にお住まいの皆様へ

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、約 5,500 人もの方々が亡くなられ、そのうちの 9 割の方は、建物の倒壊などによる圧死が原因でした。

また熊本地震では、8 千棟以上の住宅が全壊するなど、甚大な被害が生じています。

あなた自身と大切なご家族を守るため、住まいの耐震診断、耐震改修を行いませんか。

## ～鳥取県震災に強いまちづくり促進事業～

### 住宅の耐震改修等工事の補助を拡充しました

#### ●昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された一戸建て住宅

耐震改修等工事費に対する補助率を拡充

〔従前〕耐震性能に応じて 33% 又は 43% ➡〔改正後〕一律 2/3

※平成 30 年度までの限定

#### ●昭和 56 年 6 月 1 日～平成 12 年 5 月 31 日に建築された一戸建て住宅

新たに補助対象に拡充 耐震改修等工事費に対する補助率は 1/3

- いずれも補助の上限額は 100 万円です。
- これまでどおり、一定要件を満たす段階的な耐震改修にも助成します。
- 補助制度の内容や、受付開始時期は市町村によって異なる場合があります。
- 耐震診断、改修設計に対する制度もあります。詳しくは裏面をご覧ください。

# 助成制度の内容

旧耐震基準の昭和56年5月31日以前に建築された住宅や、新耐震基準であっても接合部等の基準が明確化された平成12年5月31日以前に建築された住宅は耐震性が不足している恐れがあり、阪神・淡路大震災や熊本地震では大きな被害が発生しました。

県では市町村と連携し、住宅の所有者が行う耐震診断・耐震補強設計・耐震改修等工事にかかる費用の一部を助成しています。助成を希望される方は、申請先であるお住まいの市町村窓口へご相談ください。

## 助成の対象となる住宅

- 平成12年5月31日以前に建築された一戸建て住宅

### 1) 耐震診断への助成額（一般診断法の場合）

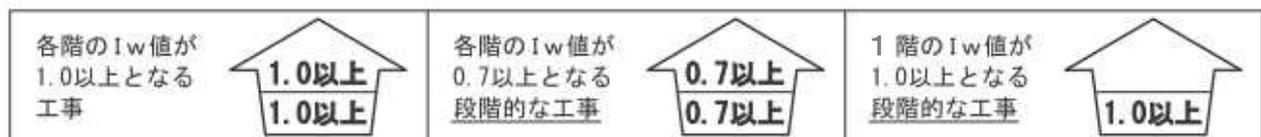
- 診断費用の2/3以内で、74,160円（設計図書がある場合は、57,600円）が上限です。  
※市町村によっては無料で耐震診断が受けられる場合があります。

### 2) 耐震補強設計への助成額

- 設計費用の2/3以内で、16万円が上限です。

### 3) 耐震改修、建替え、除却工事への助成

- 助成の対象となる耐震改修工事は次の3とおりです。（他に建替え、除却も対象となります。）



（Iwとは、耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標です。）

- 補助率は次のとおりで、100万円が上限です。（除却は補助率23%、82.2万円が上限）

今なら

○昭和56年5月31日以前建築

…補助率は耐震改修工事費用の2/3です。

○昭和56年6月1日～平成12年5月31日建築

…補助率は耐震改修工事費用の1/3です。

例：S56.5.31以前建築で工事費用が120万円の場合、80万円の補助（従来は最大51万円）

- とっとり住まいる支援事業（リフォーム工事助成）との併用も可能ですので、詳しくは、県の担当窓口までご相談ください。（県産材使用量に応じて最大25万円を助成します。）

## 建築物（上記の一戸建て住宅以外）に対する助成

- 一定の要件を満たす建築物に対し、以下のとおり助成します。

#### 1) 耐震診断

診断費用の2/3（床面積あたり上限があります）

#### 2) 改修設計

設計費用の2/3（床面積あたり上限があります）

#### 3) 耐震改修、建替え、除却

改修等費用の23%（床面積あたり上限があります）

## 申請先・問合せ先

○申請先：住宅が建っている市町村の担当窓口で、申請を行ってください。

○問合せ先：鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 電話 0857-26-7697、ファクシミリ 0857-26-8113

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 電話 0857-20-3648、ファクシミリ 0857-20-2103

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話 0858-23-3235、ファクシミリ 0858-23-3266

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 電話 0859-31-9753、ファクシミリ 0859-31-9333

○住まいまちづくり課 web ページもご覧ください。（<http://www.pref.tottori.lg.jp/47491.htm>）